

合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.2.1 **第3号**



第4回合併協議会が1月21日に五城目町役場正庁を会場に開催されました。

会議では、はじめに新町名募集状況などについての報告が行われました。続いて前回からの継続協議となっている議会の議員と農業委員会の委員の定数や任期などについて活発な意見が交わされましたが、議会としての考え方も確認する必要があることなどから、次回の会議で、その身分のあり方、協議の進め方などその方向性を確認することとしました。また、前回提案された3つの案件について協議が行われ、国民健康保険事業、交流事業については、個々具体的な調整内容について調査検討が必要となったことから継続して協議することとし、窓口業務については、提案どおり確認されました。最後に、次回の会議で協議する地方税の取扱いなど3つの案件が提案されました。

目次

第4回合併協議会	2～6
合併協定項目一覧表	6
新町名応募状況・お知らせ	7
新町名募集	8

新町名の応募数は1月28日で1,389件となりました。応募期間は2月15日までとなっております。

皆様からの新町にふさわしい名称をお待ちしております。

第4回合併協議会

1月21日、五城目町役場正庁において第4回合併協議会が開催されました。

会議では、新町名応募状況など2つの報告事項、継続協議となつて
いる議会の議員の定数及び任期の取扱いや前回提案された国民健康保
険事業など5つの協議事項、地方税の取扱いなど次回協議される3つ
の提案事項ついでの話し合いが行われました。

報告された事項

新町名募集実施要領の一部変更、新町名応募状況について報告が行われ、それぞれについて確認されました。

報告第13号

合併協議会新町名募集実施要領の一部変更について

新町名募集に関する事務処理を行ううえでの方針などを定めた実施要領において、応募作品に「カタカナ、数字、アルファベット」を使用している場合は無効とすることとしていましたが、それによれば五城目町の「五」、八郎潟町の「八」を使用した場合は、無効となることから、この「数字」を削除したことについて報告が行われました。

報告第14号

新町名応募状況について

新町名の応募は、1月5日から

開始されていますが、1月15日までに応募があった作品の総数(328件)や名称の種類(210件)について報告が行われました。また、応募作品については、2月15日の応募期間の終了後、作品の整理を行い2月下旬に合併協議会へ公表する予定で、事務局が作業を進めていることが説明されました。

協議された事項

前回の合併協議会で継続協議となつている議会の議員、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて引き続き協議が行われましたが、次回の会議でその方向性などを確認することとしました。また、前回提案された国民健康保険事業の取扱い、交流事業、窓口業務については、提案された調整方針などについて協議が行われましたが、国民健康保険事業では保

険税のあり方、交流事業では五城目町と千代田区との姉妹提携の新町における位置付けなどについて、具体的に内容を検討する必要があることから、次回継続して協議することとしました。なお、窓口業務については、提案どおり確認されました。

協議第12号の3

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(方針案)

(継続協議)

【協議結果】

前回の会議に引き続き議員の定数や任期のあり方、小委員会を設置して協議を進めることなどについて協議が行われ、様々な意見が出されましたが、これまでの協議内容などを踏まえ各町の議会の中で再協議する必要があるとの意見もあつたことから、議会としての考え方や委員個々の考え方を整理し、次回の会議で、その方向性を確認することとしました。

第3回、第4回合併協議会での委員の意見(概要)を紹介します。(議員の任期について)

合併により議会の議員は、身分が失われ50日以内に選挙を実施する場合と合併後2年を超えない範囲で引き続き新町の議会議員となる在任特例を適用する場合の2つ

の選択肢があることから、このことについて次のような意見が出されました。

八郎潟町議会議員の任期(平成17年2月)を考えると在任特例を適用するべきである。

現在の議員が在任することにより、合併の協定内容がどのように実施されているかチェックできることから在任特例を適用するべきである。

在任特例を適用するとしてもその期間は2年間としないで1年内とするべきである。

合併前の各町の決算認定を行う9月までの6カ月程度は在任特例を適用するべきである。

合併の期日(平成17年3月予定)が延びるようであれば在任特例を適用する必要はない。

在任特例を適用することは、町民から賛同を得られないと思つので反対である。

新町の議会は、新しい議員で運営するべきであり、在任特例を適用するべきではない。

(議員の定数について)

議会の議員は、合併後の最初の選挙に限り法定定数26名の2倍を超えない範囲で定数を定め選挙を行うことができますが、合併後の3町の議員の法定定数26名のあり

方などについて次のような意見が出されました。

新町の議員定数は、法定定数である26名よりは減らすべきである。

3町の人口減を考慮し、新町の議員定数は、22名から24名が妥当である。

将来、人口が今より相当減少することを考えると20名程度でもよいと思う。

法定定数の上限いっぱい26名は住民からは許されるものではなく、新町の議員定数は20名から22名が妥当である。

法定定数が26名となっていることから、最初の選挙は、この26名の定数で行い、この定数に対して町民から多すぎるという意見があった場合は、新しい議会の中で検討するべきである。

合併直後の1期4年間は、旧町単位の3つの選挙区を設けて定数26名による選挙を行い、新しい議会で定数について検討し、次の選挙からその定数で全町を1つの選挙区として選挙するべきである。

新町の議員の定数を議論する場合は、報酬などの費用やその効果などを総合的にとらえるべきであり、住民からの納得を得る必要がある。

(小委員会設置について)

議会の議員の定数や任期の決定方法について合併協議会の中に小委員会を設置して協議を行うこととする提案に対して、次のような意見が出されました。

住民を含めた小委員会を設置し、様々な調査検討を行うとともに、合併協議会と並行して協議を重ね、最終的には小委員会としての調整案をまとめ、これを合併協議会で議論し決定するべきである。

議会全員協議会の雰囲気からして小委員会の設置は時期尚早であると思う。

小委員会の設置は、合併協議会で協議が行き詰まったときの方策とするべきである。

小委員会を設置するにしても合併協議会でまず議論することを前提とするべきであり、この議論が行き詰まったときに小委員会を設置して協議を行うべきである。

小委員会を設置して議論を進めていくべきである。

審議会を設置して、町民の意見を十二分に反映させるべきである。

小委員会は設置するべきではなく、この合併協議会で十分審議するべきである。

協議第13号の3

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(方針案)(継続協議)

【協議結果】

3町の農業委員会会長の連名による「市町村合併に伴う農業委員会の体制整備に関する要請」が合併協議会会長に提出されており、この要請内容について事務局より概要説明が行われ、前回の会議に引き続き委員の定数や任期のあり方などについて協議が行われました。農業委員会の委員の定数や任期については、議会の議員の場合との関連があることから、次の会議で、その方向性などを確認することとしました。

3町の農業委員会からの要請内容について概要を紹介します。(農業委員会の数について)

3町が合併した場合は、新町の区域面積要件により2つ以上の農業委員会を置くことができるが、規模的なことや農地面積が広大でないことから、3町の農業委員会としては、新町に設置する農業委員会は1つとする。

(委員の任期について)

選挙により委員が決定するまでの間、農業委員会に空白期間が生じ、各種証明の発行など住民サー

ビスに支障をきたすこととなるため、3町の農業委員会としては、合併特例法の在任特例を適用することとし、合併後1年を超えない範囲で定める在任特例期間を6カ月以内とし、具体的には、合併の期日が確認された後に協議する。(選挙による委員の定数について)

3町が合併した場合は、法令の規定により30人を上限として選挙による委員の定数を定めることができるが、21人以上とする場合は、農地部会を設置する必要があることから、3町の農業委員会としては選挙による委員の定数は20人とする。

(農地部会について)

在任特例を適用した場合は、その期間は現在の委員39名が在任することとなるため、農地部会を設置する必要があることから、3町の農業委員会としては、法令の規定により10人から15人の範囲とされている選挙による委員定数を15人とし、選任による委員(農協、共済、議会推薦)定数は5人とする。

在任特例適用の期間終了後は、農地部会は設置されない。

(選挙区について)

3町が合併した場合は、法令等の規定により2つ以上の選挙区を設けることができることから、3町の農業委員会としては、委員の出身地域がかたよることのないように旧町ごとに選挙区を設ける。

協議第14号

国民健康保険事業の取扱いについて

【提案内容】

国民健康保険事業については、地域医療の確保、地域住民の健康保持増進を担うとともに、住民の疾病予防などを目的に様々な事業を行うっており、その事業を行うための保険税などについて、次の3つの調整案が提案されました。

国民健康保険税については、課税の基礎となるものは3町とも同じであり、基礎税額の税率は、医療費などに見合う統一した税率を定めるものとする。



国民健康保険税の税率の比較(平成15年度)

区 分		五城目町	八郎潟町	井川町	
税 率	医療給付費分	応能割	10.80 %	7.70 %	8.65 %
		資産割額	30.00 %	35.00 %	38.00 %
	応益割	均等割額	23,000円	20,000円	23,000円
		平等割額	35,000円	30,000円	33,000円
	介護納付金分	応能割	1.20 %	1.00 %	1.13 %
		資産割額	5.00 %	7.00 %	6.82 %
均等割額		5,000円	4,000円	6,600円	
平等割額		5,000円	4,500円	5,100円	
課 税 限度額	医療給付費分	530,000円	530,000円	530,000円	
	介護納付金分	80,000円	80,000円	80,000円	
軽減制度	所得の少ない世帯に対する軽減措置		医療分、介護分とも、応益分に相当する均等割額、平等割額が7割、5割、2割軽減される		
納 期		8期	4期	6期	

保険給付事業については、五城目町の例により合併時に統合するものとする。

高額療養費などの比較

区 分	五城目町	八郎潟町	井川町
高額療養費の支給	国制度のとおり	国制度のとおり	国制度のとおり
出産育児一時金	300,000円	300,000円	300,000円
葬祭費	60,000円	60,000円	60,000円
高額療養費貸付	支給見込額の90%以内	支給見込額の90%以内	支給見込額の95%以内

保健事業については、3町の事業の状況を踏まえ、3町で相違のあるものは合併時までに調整し統一するものとする。

人間ドックなどの比較

区 分	五城目町	八郎潟町	井川町
人間ドック	40歳以上70歳未満	30歳以上70歳未満	30歳以上70歳未満
	費用額の1/2補助 (限度額25,000円)	費用額の90%相当額補助 (限度額30,000円)	個人負担額10,000円で 残額を助成
	厄年(女33歳、男42歳) 全額補助(一日コース)		
脳ドック	40歳以上70歳未満		40歳以上70歳未満
	費用額の1/2補助 (限度額15,000円)		個人負担額10,000円で 残額を助成

【協議結果】
国民健康保険税については、不均一課税とするべきではないのかなどの意見があり、それぞれについて調査検討を行い、提案した調整方針を包括的な内容から具体的な内容に改めるため、継続して協議することとしました。

(委員の意見、質問内容の概要)

保険税の税率は、合併前に統一できないと思うが、その場合3町で不均一課税となる期間は何年間になるのか。

国保会計の基金は、3町で格差があるが、合併時にこの基金をどのように取り扱うのか。

3町の医療費の状況はどのようになっているのか。

保険税については、合併に際して住民が一番関心のあるところであり、合併後の税額のシミュレーションを示すべきではないか。

協議第15号

交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業)について

【提案内容】

首都圏におけるふるさと会や姉妹都市などの国内交流、外国人の相互受け入れなどの国際交流について、3町では、様々な分野で交流活動を行っています。次の2つの調整案が提案されました。

ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、各ふるさと会の意向も考慮しながら再編を検討するものとする。

提案された事項

今回の合併協議会で協議される、地方税の取扱いなど3つの案件についての合併後における調整案が提案されました。

協議第17号

地方税の取扱いについて

【提案内容】

3町で差異のない税制については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期については、合併までに調整し、電算システムの統合後に統一する。
- (2) 特別土地保有税の免税点については、地方税法第595条の規定により5,000㎡とする。
- (3) 入湯税については、五城目町の例による。
- (4) 都市計画税については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

税の徴収方式については、井川町の例により集合徴収方式を採用する。ただし、電算システムが統合されるまでは、現行のとおりとする。

国民健康保険税の納期は、合併までに調整し、電算システム

の統合後に統一する。

協議第18号

一般職の職員の身分の取扱いについて

【提案内容】

3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐ。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

職員の任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、新町において統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、新町発足後速やかに統一を図る。

協議第19号

介護保険事業の取扱いについて

【提案内容】

第3期市町村介護保険事業計画（平成18年度、平成20年度）については、平成17年度に新町において策定し、平成18年度か

ら運用する。

介護認定審査会については、新たな広域審査会を設置できるよう構成団体と調整を図る。

保険給付の内容については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。

第1号被保険者の保険料については、平成17年度までは現行

どおりとし、統一した新たな保険料は次期介護保険事業計画の策定時に算定し、平成18年度から適用する。

第1号被保険者の普通徴収納期については、平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度から五城目町の例により統一する。

合併協定項目一覧

区分	協定項目	提案、協議済： 継続協議： 確認：			区分	協定項目	提案、協議済： 継続協議： 確認：		
		提案	協議	確認			提案	協議	確認
基本的項目	1 合併の方式				24 電算システム事業				
	2 合併の期日 (協議細目)目標期の確認				25 広報公聴関係事業(地域情報化事業)				
	3 新町の名称 (協議細目)決定方法の確認(小委員会設置)				26 交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業)				
	4 新町の事務所の位置				27 納税関係事業				
	5 財産(及び債務)の取扱い				28 消防防災関係事業				
合併特例法による項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い (協議細目)決定方法の確認(小委員会設置)				29 交通関係事業				
	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い (協議細目)決定方法の確認(小委員会設置)				30 窓口業務				
	8 地方税の取扱い				31 保健衛生事業				
	9 一般職の職員の身分の取扱い				32 環境対策関係事業				
	10 地域審議会				33 ごみ収集運搬業務事業				
	11 特別職の身分の取扱い				34 保育事業				
	12 条例、規則等の取扱い				35 社会福祉協議会の取扱い				
	13 事務組織及び機構の取扱い				36 児童福祉事業				
	14 一部事務組合等の取扱い				37 障害者福祉事業				
	15 使用料、手数料等の取扱い				38 高齢者福祉事業				
すり合わせが必要な項目	16 公共的団体等の取扱い				39 その他の福祉事業				
	17 補助金、交付金等の取扱い				40 健康づくり事業				
	18 字名の区域及び名称の取扱い				41 農林水産業関係事業				
	19 慣行の取扱い				42 商工観光関係事業				
	20 国民健康保険事業の取扱い				43 勤労者・消費者関連事業				
	21 介護保険事業の取扱い				44 建設関係事業				
	22 消防団の取扱い				45 上・下水道事業				
	23 行政区の取扱い				46 学校教育事業				
					47 社会教育(生涯学習)事業				
				48 町立学校の通学区域の取扱い					
				49 文化振興事業					
				50 コミュニティ施策(施設)事業					
				51 その他の事業					
				52 新町まちづくり計画 (協議細目)策定方針の確認					

新町建設計画

新町名応募状況 (1月28日現在)

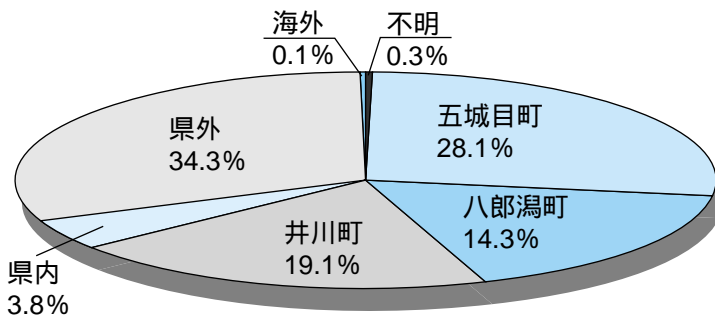
応募総数 1389

名称種類 870

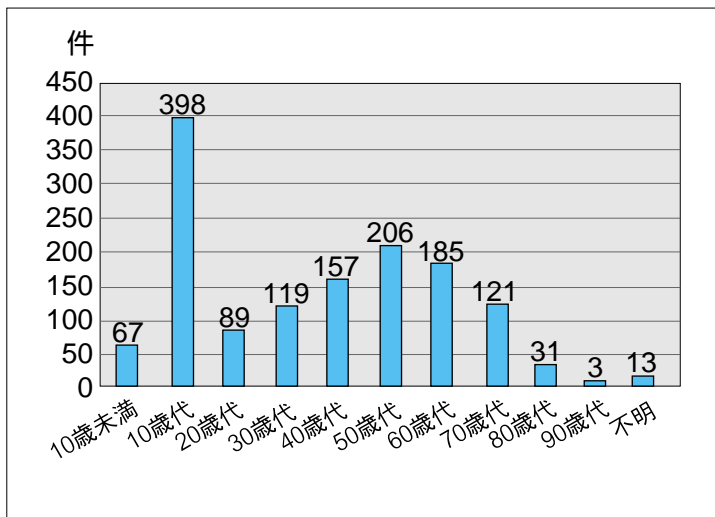
応募方法別応募数	
応募はがき	875
官製はがき	248
封書	6
FAX	61
E-mail	13
専用フォーム	186

地域別応募数	
五城目町	390
八郎潟町	199
井川町	265
県内	53
県外	477
海外	1
不明	4

地域別応募割合



年代別応募数



郵便はがき

50円切手を貼ってください

018-1792

秋田県南秋田郡五城目町
西磯ノ目一丁目一番地一
五城目町役場庁舎内

五城目町・八郎潟町・井川町
合併協議会事務局

協議会開催のお知らせ

第2回

新町名候補選定小委員会

日時：平成16年2月12日(木)

午前9時30分

場所：五城目町役場4階大会議室

案件：応募作品の選考方法についてなど



第5回合併協議会

日時：平成16年2月12日(木)

午後1時

場所：井川町農村環境改善センター

案件：議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続)

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(継続)

国民健康保険事業の取扱いについて(継続)

交流事業について(継続)

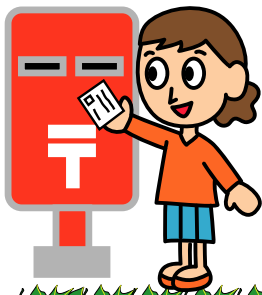
地方税の取扱いについて(新規)

一般職の職員の身分の取扱いについて(新規)

介護保険事業の取扱いについて(新規)

(新規)合併協議会の事業計画、予算など

協議会はどなたでも傍聴できますのでお気軽にお越しください



みんなで考えよう 合併して誕生する新町の名称

新町名称募集

応募期限
平成16年 2月15日
(当日消印有効)

たくさんの応募をお待ちしております

応募できる方

小学生以上で、住所は問いません。
1人につき1点の応募とします。

記載する内容 (募集の際に必要な事項)

- ①新町の名称(ふりがな)
- ②新町の名称を考えた理由
- ③住所 ④氏名 ⑤年齢 ⑥電話番号

新町の名称についての留意事項

新町の名称には、五城目町、八郎潟町、井川町は使用できません。(一部の使用は可)

新町の名称は、漢字、ひらがなにより表記された名称で次の項目に1つ以上該当するものとしてください。

- ①地域が地理的にイメージできる名称
- ②地域の特徴を表す名称
- ③地域の歴史・文化にちなんだ名称
- ④地域を対外的にアピールできる名称
- ⑤地域住民が一体感を持てる名称
- ⑥住民等の理想や願いにちなんだ名称
- ⑦その他新町としてふさわしい名称

- 右の専用応募はがきを切り取り、必要事項を記入の上、50円切手を貼って応募してください。
 - 応募専用はがきは、各町の役場、公民館、郵便局、農協、銀行などの窓口にも備えつけてあります。
- ※応募箱に投函する場合は、切手は不要です。



応募先

および

問い合わせ先

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局
〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1
五城目町役場2階事務室
電話018-879-8077 FAX 018-852-5603
E-mail info@ghi-gappei.jp
ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp

⑧

印刷/秋田協同印刷

賞品

- 名付け親賞(3名) 商品券(5万円相当)と副賞
- ありがとう賞(50名) 地域特産品など(2千円相当)

応募方法

郵送

専用応募はがき、官製はがき、又は封書に、必要事項をご記入のうえ投函ください。

FAX

018-852-5603

必要事項をご記入のうえ、上のFAX番号に送信してください。

インターネット

Eメールの場合: info@ghi-gappei.jp

ホームページの場合: <http://www.ghi-gappei.jp>

上のアドレスに必要事項をご入力の上送信ください。

持ち込み

応募はがきなどに必要事項をご記入のうえ、各町役場に配置している応募箱に投函してください。

キリトリ線

応募はがき

しんちょう めいしょう
●新町の名称 (ふりがなをつけてください)

ふりがな まち・ちょう

町

※「町」の読み方「まち・ちょう」のどちらかに○印を付けてください。

しんちょう めいしょう
●新町の名称を考えた理由

氏名	ふりがな	年齢	歳
住所	□□□□□□□□		
電話番号	()		